

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

第一被告人 A 弁護人亀井秀雄上告趣意は「原判決ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明白ナル法令ニ違反スル判決ナルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノトス原判決ノ理由ニ依レハ第一被告人三名ハ原審相被告人 B 事 C、同 D 及同 E 事 F ト共謀ノ上他人ノ住居ニ侵入シテ金品ヲ強取シヨウト企テ昭和二十一年九月十四日午後八時頃 G 養育院倉庫ニ赴イテ被告人 A ハ屋外テ見張ヲシ他ノ五名ハ同倉庫内ニ侵入ノ上居合セタ番人 H ニ対シ前記 F が所携ノピストルヲ突キ付ケテ「神妙ニシロ」ナトト申向ケ、次テ前記 D 等が同人ヲ裸体ニシテ後口手ニ縛リ上ゲ且布地デ目隠シヲ施ス等ノ暴行脅迫ヲ加ヘ以テ同人ヲ畏怖サセテ抵抗ヲ抑圧シタ上金品ヲ物色スル内ニ外部デ人声ガシ出シタト言フノデ隣家デアル教誨師 I 方ニモ押入ラウト言フコトニナリ D ハ見張トシテ其ノ場ニ残リ他ノ四名及ビ其レニ屋外デ見張ヲシテ居タ被告人 A ノ五名ハ右 I 方ニ侵入シ同人及ヒ其ノ妻 J ニ対シ前同様ピストルヲ突キ付ケ「神妙ニシロ」ナドト申向ケ次テ前記 C 等が同夫妻ヲ後口手ニ縛リ上ゲ且布地類デ目隠シヲ為シ猿轡ヲ嵌メルナドノ暴行脅迫ヲ加ヘ以テ同人等ヲ畏怖サセテ其ノ抵抗ヲ抑圧シタ上右 I 所有ノ現金二百九十五円及衣類雜品四十数点在中ノ行李二個ヲ強奪シ更ニ一同ハ相共ニ前記倉庫ニ引返シ見張トシテ居残ツテ居タ D ト共ニ前記養育院所有ニ属スルミシン頭ニ台薄茶色絹布大巾生地六十ヤール巻十本其ノ他布地及衣類雜品約七十点ヲ強奪シタルモノデアツテト説明シテ被告人 A ヲ懲役六年ニ処スル旨ノ判決ヲ言渡シタリ、然レドモ被告人 A ハ相被告人 F ニ金三千円ヲ貸渡シタルニ何時迄立ツテモ返済シナイノデ A ハ資本ニモ生活ニモ困ルタメ F ノ止宿スル C ノ K 食堂ヘ毎日ノ様ニ催促ニ行キタル時ニ他ノ被告人等カラ良イ話ガアルカラ一緒ニ行ツテ見ナイカト誘ハレタ処ヘ F モ加ハリ F ノ勧誘ガアツタタメニヤル様ニナレタルモノニシテ而カモ被告人

Aハ初メ強盜二行クモノナルコトハ全然知ラズ強盜ノ現場ニ於テ演ジタ役割ヲ見テモ屋内ニ侵入セズ屋外ニ在リテ屋内ニ入ラザリシ点又ノ場合ハ屋内ニ入りタルモ皆ガ行キタルタメ Aモ其ノ後ニツイテ行キタル点被告人Aハ分ケ前トシテ貰ツタ金二千八百円ノ内金二千円也ハ被告人ガ Lノ債権者Mニ対シ保証人トナリタル責任上支払ヒタル点残金八百円ハ生活費ニ費消シタル点後ニ分ケ前トシテ貰ヒタル金三千円モ生活費ニ使用シタル点強盜ノ用ニ使ハレタルピストルモ被告人ノ知ラサル間 Fガ勝手ニ持チ出シタル点被告人ハ前科ナク警察ヤ検事局ニ於テ未ダ取調べヲ受ケタルコト無キ全ク善良ナル人柄ナル点昭和二十一年二月結婚シ昭和二十二年四月八日男ノ子ガ生レ被告人モ夫タリ子ノ親タルヤノ立場ニモ在リテ全ク人生感ヲ味フニ至リ深ク前非ヲ悔ユルヲ以テ即チ全ク改心シ善良ノ人ニ立チ返リタルヲ以テ二度ト再ビ犯罪ヲ犯スコト無シト確信セラル且ツ被告人ハ昭和二十一年十月五日検挙セラレ昭和二十二年五月二十二日保釈釈放サレル迄約ハヶ月間勾禁セラレタルヲ以テ被告人ハ実刑以上ノ苦痛ヲ感ジ且ツ改心シ居ルヲ以テ被告人ニ是レ以上ノ実刑ヲ科スルノ必要ナル寧口是レ以上被告人ニ実刑ヲ科スルハ害アリテ益ナキモノト信ス而シテ強盜ノ罪ハ刑法第二百三十六条ノ規定スル如ク五年以上ノ懲役刑ヲ以テ最小限度トスルモ之レヲ酌量減刑スルトキハ二年六月迄減輕スルコトヲ得ベク然カモ昭和二十二年十月二十六日公布ノ法律第百二十四号ノ刑法ノ一部改正ニ依レ刑法第二十五条ノ執行猶予ノ言渡刑ヲ三年ニ改メ以テ執行猶予ノ範囲ヲ拡張シタルモノナルヲ以テ被告人Aノ場合ハ誠ニ以テ改正法律ノ執行猶予ノ範囲ヲ拡大シタル立法ノ精神ヨリシテ減輕シテ以テ執行猶予ノ恩典ヲ賜ハランコトヲ切ニ御願ヒ致ス次第ナリ要スルニ原判決ハ刑事訴訟法第四百十一条ニ所謂判決ニ影響ヲ及ボスコト明白ナル法令ニ違反スル判決ナルヲ以テ到底破毀ヲ免レザルモノト確信スル次第ナリ」といゝ被告人D弁護人龜井秀雄上告趣意は、「原判決ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明白ナル法令ニ違反スル判決ナルヲ以テ破毀ヲ免レザルモノトス原判決ノ理由ニ依レバ被告人Dハ

相被告人C原審相被告人A、N、O及Fト共謀ノ上他人ノ住居ニ侵入シテ金品ヲ強取シヨウト企テ昭和二十一年九月十四日午後八時頃相共ニG養育院倉庫ニ赴キAハ屋外テ見張ヲシ他ノ五名ハ同倉庫内ニ侵入ノ上居合セタ番人Hニ対シFガ所携ノピストルヲ突キ付ケテ「神妙ニシロ」「騒グナ」ナドト申向ケ次テ被告人D等が同人ヲ裸体ニシテ後口手ニ縛リ上ゲ且布地デ目隠シヲ施ス等ノ暴行脅迫ヲ加ヘ以テ其ノ抵抗ヲ抑圧シタ上金品ヲ物色スル中ニ外部デ人声ガシ出シタト言フノデ隣家デアル教誨師I方ニモ押入ラウト言フコトニナリ被告人Dハ見張リトシテ其ノ場ニ残リ他ノ四名及夫レ迄屋外デ見張ヲシテイタAノ五名ハ右Iニ侵入シI及其妻Pニ対シFが前同様ピストルヲ突キ付ケ「神妙ニシロ」「騒グナ」ナドト申向ケ次テ被告人C等が同夫婦ヲ後手ニ縛リ上ゲ且布地類デ目隠ヲ為シ猿轡ヲ嵌メルナドノ暴行脅迫ヲ加ヘ同人ヲ畏怖サセテ其ノ抵抗ヲ抑圧ツタ上右I所有ノ現金二百九十五円及衣類雑品四十数点在中ノ行李二個ヲ強奪シ更ニ一同右倉庫ニ引返シテ見張トシテ居残ツテ居夕被告人Dト共ニ右養育院ノ所有ニ係ルミシン頭ニ台薄茶色麻布大巾生地六十ヤール巻十本其ノ他布地及衣類雑品約七十三点ヲ強奪シ更ニ被告人Dハ相被告人Cト二人ニテ前記N及氏名不詳ノ者二名ト共謀ノ上同年九月十一日午後九時頃Q工業株式会社工場ノ二階デ同会社所有ノ木綿白布地六十ヤールヲ窃取シタルモノナルヲ以テ被告人Dニ対シテ懲役七年ノ刑ヲ言渡シタル次第ナリ、然レドモ被告人Dハ初メハNカラcノ露店ニ居ルト或処ニ軍服生地ガ隠シテアルカラ其レヲ取ツテ来様ト言フ事デ窃盜ニ行ク心算デアツタガ若シ万一番人デモ居タラ番人ヲ嚇シテ取ツテ来ルノダト言フコトデアツタノデ本件ニ参加スルコトニナツタノデ言ハバ他人力ラ誘ハレテ本件ニ参加シタルモノニシテ被告人D自身ノ發意ニアラザル点、教誨師Iニ他ノ相被告人ガ侵入シタル場合ノ如キハ被告人Dハ見張リトシテアツタ点等ヲ考察スルトキハ被告人Dニ対スル懲役七年ノ刑ハ甚ダシク重キモノト信ス殊ニ被告人Dハ当二十四才ノ前途極メテ有望ナル青年ニシテ学歴ハ尋常小学校ヲ卒業シタル程度ナ

ルモ前科モ無ク警察ヤ検事局ニ於テ一度モ取調べヲ受ケタルコトモ無キ真面目ナル人柄ニシテ本件ニ参加シタルハ被告人Dトシテハ全ク夢ノ如キ感ジラレルモノナラン、被告人D力C、N外二名トQ工業株式会社ノ工場ヨリ木綿白布地六十ヤールヲ窃取シタルガ如キハ被告人Dヨリ年少ナルCニ誘ハレテ窃盗シタルモノニシテ窃盗ノ動機ハCノ誘ハルル儘ニ犯シタルモノト謂フヲ得ルモノトス、而シテ被告人ハ昭和七年ニ日本ニ來タリ昭和二十一年七月上京シ aヤbデ露天商ノ手伝ヒヲ為シテ生活シ居リタルモノナリシモ昭和二十一年八月cニ於テ幼ナ友達ナリシNト偶然会ヒ爾來交際シ来リシモ被告人Dハ間接ナル友人F、C等ノ指導誘惑ノ為メ本件ヲ犯スニ至リタルモノニシテ被告人自身ニハ強盗ヲ敢行スルガ如キ悪質ノ性質ノ所有者ニアラズ被告人ハ長キ勾禁ニヨリ全ク改俊シ再ビ犯罪ヲ犯スガ如キコト無シト信スルヲ以テ被告人ニ対シ昭和二十二年十月二十六日公布セラレタル法律第百二十四号刑法ノ一部ヲ改正シタル刑法第二十五条ヲ適用シテ酌量減輕シテ以テ原判決ヲ破毀シテ刑ノ執行ヲ猶予スル恩典アル御判決アランコトヲ乞フ次第ナリ、即チ強盗ノ罪モ其刑ヲ減スレハ二年六月マデ減輕スルヲ得ベク、刑法第二十五条ハ三年ノ懲役刑ヨリ執行ヲ猶予スルコトヲ得ベク規定シタルヲ以テ立法ノ精神ヲ酌ミテ刑ノ執行ヲ猶予スル範囲ヲ拡大シタル以所ノ理由ヲ酌ミテ被告人Dニ対スル原審判決ヲ破毀シ以テ刑ノ執行ヲ猶予スル恩典アル判決ヲ賜ハランコトヲ乞フ蓋シ刑事訴訟法第四百十一条ニ規定スル判決ニ影響ヲ及ボスコト明白ナル法令ニ違反スル判決ナルヲ以テ破毀ヲ求ムルタメナリ詳言スレバ原判決ハ刑法第二十五条ノ改正法律ヲ適用スペキヲ之ヲ適用セザルヲ以テ刑事訴訟法第四百十一条ニ依リ破毀ヲ免レザルモノト信ス右上告趣意書ヲ提出仕候也」というにある。

しかし犯罪の情状を酌量して刑を減輕するとか刑の執行を猶予するとかは、原審の専権に属するところであるから、所論は原判決の刑の量定を批難することに帰し上告適法の理由とならない。

第二被告人〇同N弁護人桑名邦雄上告趣意第一点は「原判決ノ犯行事実ノ認定ノ説明トシテ『犯意継続の点は孰れも短期間に内に同種犯行が反覆累行された事績に徴して之を認めることが出来る』ト判示スレ共犯行事実ハ判示摘記ノ通り第一ノ犯行ハ強盗ニシテ第二ノ犯行ハ窃盜ナリ仍テ判決ニ所謂同種犯行ニ非ザルナリ而モ第一犯行ハ養育院倉庫ニ対スル犯行ニシテ第二犯行ハQ工業株式会社工場二階ニ対スル犯行ナルヲ以テ場所的ニ関シテモ同種犯行ノ範疇ニ入ラザルコト明瞭ナリ説明不充分ナル判決ニ対シテハ信服シ得サルナリ要ハ理由不備ナル原判決ナルヲ以テ上告ノ理由トナス。」といふにある。

しかし窃盜の罪と強盗の罪とは、その手段において異なるところはあるが、財物奪取行為たる罪質においては同一であり、ともに同一の章の下に規定されている刑法犯であるから、窃盜と強盗との連続行為は、刑法第五十五条にいわゆる同一の罪名に触れるものである。従つて原審が、被告Nの連続した窃盜行為と強盗の行為とに対して同条を適用して強盗の一罪として処断したのは、違法ということができない。殊に所論のように、同条を適用して一罪として処断すべきでないとすると、同法第四十五条第四十七条により併合罪の加重をすることにならねばならない。それ故に論旨は被告人の不利益になることを主張するものであつて、上告の理由となぬことは明かである。

同第二点は、「共同上告被告人ノ弁護人等ノ提出ニ係ル上告趣意書ヲ當上告被告人等ノタメニ援用スル」といふにある。

しかし、共同被告人の弁護人の論旨が理由のないものであることは、第一に説明したところで、明かであるから、この所論は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第四百四十六条に則り主文の通り判決する。

この判決は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官福尾彌太郎関与

昭和二十二年十二月二十四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 沢 田 竹治郎

裁判官 斎 藤 悠 輔

裁判官 藤 田 八 郎